

「化学物質管理 WEB セミナー2020」開催のご案内

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称：化管法）に関する、WEB セミナー「化学物質管理 WEB セミナー2020」を開催いたしますので、下記の通り、ご案内いたします。是非、ご参加ください。

【開催概要】

①セミナーの概要

化管法の円滑な実施を目的とし、化学物質管理及びGHS分類、化管法に基づくSDS・ラベルの作成・提供、事業者のリスク評価やリスク管理等を周知するためWEBセミナーを開催いたします。また、化管法の見直し状況についての情報提供も実施する予定です。

<セミナー内容>

- ・ 化管法の概要+化管法の見直し概要
- ・ 化学物質の適正管理とリスク評価
- ・ リスク評価ツールのご紹介
- ・ SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成
- ・ GHS混合物分類判定システム的使用方法について

※本WEBセミナーは、委託先である株式会社野村総合研究所が運営支援等を行います。

②WEBセミナー詳細について

受講方法、詳細等につきましては、株式会社野村総合研究所の以下WEBページをご確認ください。WEBセミナー受講用URL、ログインID、PASSについても、以下のWEBページに記載しております（事前登録不要、無料）。

https://www.nri.com/jp/service/mcs/koubo/chemical_substance_management_2020

<実施期間>

（講座配信期間）2021年2月5日（金）～2月26日（金）

（質問回答掲載期間）2021年3月1日（月）～3月19日（金）

<実施方法>

オンライン（視聴用動画+資料ダウンロード）

化管法

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)
のこと、ご存知ですか？

化管法とは、

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

PRTR制度



製造業、燃料小売業、廃棄物処理業など
24業種が対象！

事業者は、対象化学物質を排出・移動した際に、その量を把握し、国に届け出る義務があります。
国等は、毎年2～3月に、集計データを公表しています。

業種を問わず
全事業者が対象！

事業者は、対象化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際に、その情報(SDS)を提供する義務があります。

SDS制度

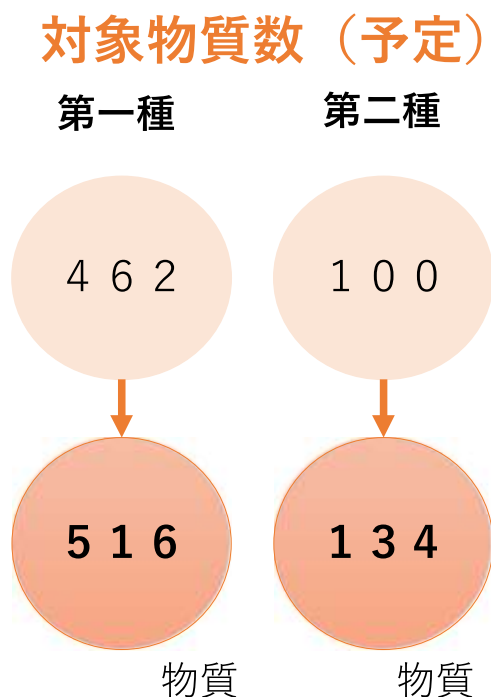


詳細は、化管法HPをご覧ください

URL : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

化管法の対象物質が変わります！

詳細は化学物質管理webセミナーでご確認ください。



広く利用されている化学物質も対象に含まれています。

令和2年度の化学物質審議会にて、対象物質選定方法が変更され、対象物質が見直されました。

<選定方法の変更のポイント>

1. ばく露指標を排出量に変更

届出排出・移動量、届出外排出量がある物質については、これらを活用。

2. 生態毒性観点の追加

生態毒性の観点からも特定第一種指定化学物質を選定。

化学物質管理webセミナー開催！

令和3年2月5日（金）～2月26日（金）まで、webセミナーを開催します！

セミナー案内URL：https://www.nri.com/jp/service/mcs/koubo/chemical_substance_management_2020

（事前登録不要）

短い動画と詳細資料で、化管法の見直しのポイントやSDSの作成方法などが分かります。

詳細資料はダウンロードできます。